

議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）5月16日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第19条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を施行規則第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第35条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第37条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第37条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第15条の3の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第15条の3の3 令和8年4月1日以後に第87条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たば

こ（第87条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第88条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第89条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第87条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）

当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の

0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第88条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第88条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第15条の3の2の次に1条を加える改正規定及び附則第7項から第9項までの規定 令和8年4月1日

(2) 第19条の改正規定及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

2 改正後の宝塚市市税条例（以下「新条例」という。）第19条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

3 新条例第35条の2及び第37条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

5 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき宝塚市市税条例第32条に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する新条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき給与について提出した改正前の宝塚市市税条例（以下「旧条例」という。）第37条の3の2第1項及び第

3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 6 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 7 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第15条の3の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 8 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、宝塚市市税条例第87条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第89条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第15条の3の3の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）宝塚市市税条例第89条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第15条の3の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第15条の3の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 9 前項第1号及び第2号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(公示送達)</p> <p>第19条 法第20条の2の規定による公示送達 は、    <u>宝塚市公告式条例(昭和29年条 例第2号)第2条に規定する掲示場に<u>掲示して</u> 行う</u>    ものとする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第19条 法第20条の2の規定による公示送達 は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項 をいう。以下この条において同じ。)</u>を施行 <u>規則第1条の8第1項に規定する方法により不 特定多数の者が閲覧することができる状態 に置く措置をとるとともに、公示事項が記載 された書面を宝塚市公告式条例(昭和29年条 例第2号)第2条に規定する掲示場に<u>掲示し、</u> <u>又は公示事項を市の事務所に設置した電子 計算機の映像面に表示したものの閲覧をす ることができる状態に置く措置をとること によってするものとする。</u></u></p>
<p>(所得控除)</p> <p>第35条の2 所得割の納税義務者が、法第314条 の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当 する場合においては、同条第1項及び第3項か ら第11項までの規定により雑損控除額、医療 費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保 険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひ とり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除 額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u> <u>を、前年の合計所得金額が</u> 2,500万円以下である所得割の納税義務者に ついては同条第2項、第6項及び第11項の規定 により基礎控除額をそれぞれその者の前年 の所得について算定した総所得金額、退職所 得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第35条の2 所得割の納税義務者が、法第314条 の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当 する場合においては、同条第1項及び第3項か ら第11項までの規定により雑損控除額、医療 費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保 険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひ とり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除 額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定 親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が 2,500万円以下である所得割の納税義務者に ついては同条第2項、第6項及び第11項の規定 により基礎控除額をそれぞれその者の前年 の所得について算定した総所得金額、退職所 得金額又は山林所得金額から控除する。</p>
<p>(市民税の申告)</p> <p>第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、 3月15日までに、別に定める様式による申告 書を市長に提出しなければならない。ただ し、法第317条の6第1項又は第4項の規定によ り給与支払報告書又は公的年金等支払報告 書を提出する義務がある者から1月1日現在 において給与又は公的年金等の支払を受け ている者で前年中において給与所得以外の 所得又は公的年金等に係る所得以外の所得 を有しなかったもの(公的年金等に係る所得 以外の所得を有しなかった者で社会保険料 控除額(令第48条の9の7に規定するものを除</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、 3月15日までに、別に定める様式による申告 書を市長に提出しなければならない。ただ し、法第317条の6第1項又は第4項の規定によ り給与支払報告書又は公的年金等支払報告 書を提出する義務がある者から1月1日現在 において給与又は公的年金等の支払を受け ている者で前年中において給与所得以外の 所得又は公的年金等に係る所得以外の所得 を有しなかったもの(公的年金等に係る所得 以外の所得を有しなかった者で社会保険料 控除額(令第48条の9の7に規定するものを除</p>

く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める者については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族\_\_\_\_\_の氏名

(4) (略)

く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項

に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める者については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)

\_\_\_\_\_を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族\_\_\_\_\_の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

\_\_\_\_\_を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第15条の3の3 令和8年4月1日以後に第87条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。))が行われた加熱式たばこ(第87条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第88条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。))に係る

第89条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第87条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第88条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第88条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

## 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の概要

令和7年度税制改正に伴い、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日以降順次施行されることなどから、市税条例の一部を改正しようとするもの

### 1 公示送達 (市税条例第19条)

#### (1) インターネットを利用した公示送達等の実施

公示送達は、公示事項をインターネット上で不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を、従来どおり市役所前の掲示場に掲示し、又は市に設置した電子計算機の映像面に表示し、これを閲覧できる状態に置く措置を講ずる。

#### (2) 送達書類の名称の公示不要化

公示事項において、送達すべき書類の名称を公示する必要がなくなり、代わって、当該書類を特定するために必要な情報を公示する。

※ これらの改正は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年5月25日公布）を踏まえ、令和5年度税制改正において地方税法に規定されたものであり、施行時期も民事訴訟法等他の法令における公示送達制度の見直しの適用時期を踏まえ、令和8年5月24日までとされる予定

### 2 個人市民税 (市税条例第35条の2、第37条の2等)

大学生年代の親族等のうち合計所得金額が58万円を超えて特定扶養親族に該当しなくなる者で合計所得金額が123万円以下のもの（特定親族）を扶養する納税義務者を対象として特定親族特別控除（控除額45万円。なお、特定親族の合計所得金額が95万円を超える場合は段階的に控除額が減少）が新たに創設されたことに伴い、申告の手続きなどに係る所要の整備を行う。

なお、親族等が給与収入のみである場合は、給与収入金額が123万円（合計所得金額58万円+給与所得控除額65万円）を超えて188万円（合計所得金額123万円+給与所得控除額65万円）以下である者が特定親族となる。

### 3 市たばこ税

(附則第15条の3、改正附則第6項から第9項)

#### (1) 加熱式たばこに係る課税標準の特例の導入

令和8年4月1日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこについては、現行の「重量及び価格に基づき紙巻たばこの本数に換算する方法」に代えて、当分の間、以下のとおり「重量のみ」を基準として紙巻たばこの本数に換算し、課税標準を算出する特例を導入する。

ア 葉たばこを使用し、紙などで巻かれた加熱式たばこ（直接加熱型）

1本当たりの重量0.35グラムをもって紙巻たばこ1本に換算。

イ 上記ア以外の加熱式たばこ

重量0.2グラムをもって紙巻たばこ1本に換算。

#### (2) 経過措置

令和8年4月1日から同年9月30日までの間に売渡し等が行われた加熱式たばこについては、旧換算方法（第89条第3項）及び新たな換算方法（附則第15条の3）を併用し、それぞれの換算結果に0.5を乗じて得た製造たばこの本数を合算して課税する経過措置を設ける。

### 4 その他

(1) 地方税法等の改正に伴い、所要の整備を行う。

(2) 地方税法等の改正に伴う変更点

ア 給与所得控除の見直し

所得税と同様に、個人市民税における給与所得控除の上限額について、現行の55万円から、給与収入に応じて最大65万円に引き上がる。なお、基礎控除については、所得税のみの改正であるため、変更なし。

イ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

所得税と同様に、個人市民税における扶養親族等の所得要件について、現行の48万円から58万円に引き上がる。